

難民認定制度運用の見直し（案件の振分け）状況
に関する検証結果（第2回）について
（平成28年7月～同年12月手続完了分）

平成30年10月31日

難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議

当会議は、平成27年9月に法務省が公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要～真の難民を迅速かつ確実に庇護するために～」において、難民認定制度の濫用・誤用的な申請の迅速処理等の対象となる案件の振分け等について「外部の専門家が適正性を確認する仕組みを構築する」とされたことを受け、B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）又はC案件（正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している複数回申請案件）に振り分けられた案件の事後的な検証を求められている。

平成29年7月には、第1回の検証結果を取りまとめ公表したところ、今般、平成28年7月から同年12月までの間にすべての手続を完了した難民認定申請案件のうち、B案件又はC案件に振り分けられた案件（合計367件）から、6人の委員が各5件を任意に抽出した計30件について、振分けの適正性を検証した。

この検証の結果、提供された資料及び記録から判断する限りにおいては、明らかに不適切・不相当と直ちに断定できる案件は見当たらなかったものの、振分けの見直しを検討すべきと考えられる事案や人道配慮に関する検討が必要と考えられる事案などが見られたとの指摘のほか、振分けの検討過程に係る記録が重要であるとの指摘や非国家主体による迫害を申し立てる案件など振分けの適正性を判断するためには更に情報が必要であるとの指摘があった。

その他次のような意見もあった。

- B案件に対する取組が進められる中で、A案件、C案件及びD案件への対応の遅れが懸念されることから、案件全体の迅速処理に向けた取組も進めていくことが適当である。
- この検証結果は、当会議の目的から、案件の振分けの適正性に関する意見を取りまとめたものであるが、真の難民を迅速かつ確実に庇護するため、難民該当性判断の在り方など難民認定手続全般について、更なる取組が進められることを期待する。
- 今般の検証対象案件は、第1回の検証結果が取りまとめられ法務省により改善のための対応策が講じられる以前に手続が完了しているものであることから、改めて前回と同様、振分けの適正性を判断するには出身国情報の充実が重要であるとの意見、難民条約上の迫害理由に該当し得るか否かの検討過程を記録上明らかにしておくことが適当であるとの意見、申請者が受けた迫害やその背景事情等について問答形式を用いるなどして正確に記録することが適当であるとの意見があった。